

# 建築基準法等に基づく申請に対する処分の審査基準及び不利益処分の処分基準の一部改正について

## 1 目的

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴い、同法の一部規定が建築基準関係規定となったため、建築基準法等に基づく申請に対する処分の審査基準及び不利益処分の処分基準について見直しを図り、新たな基準を定める等、一部改正するものです。

## 2 改正の内容

### (1) 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関連（参考資料 No,85）

- ・建築物エネルギー消費性能適合性判定について、新たな基準を定めました。

### (2) 不利益処分の処分基準

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関連（参考資料 No,35）

- ・建築物エネルギー消費性能適合性判定の措置命令について、新たに基準を定めました。

### (3) その他

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴い、関連する建築基準関係規定に係る所要の整備を行いました。

## 3 施行年月日

平成29年4月1日

## 4 参考資料

(1) 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間個票（新規制定分）

(2) 不利益処分の処分基準個票（新規制定分）

(3) 申請に対する処分の審査基準、不利益処分の処分基準（新旧対照表）